

議会運営委員会

日 時 令和 2 年 2 月 5 日（水）午前 時 分～
場 所 第 3 委員会室

1 議会運営委員の選任について

2 令和元年亀岡市議会定例会令和 2 年 2 月特別議会について

- (1) 議案送付 2 月 5 日（水）
- (2) 再 開 2 月 1 2 日（水）

3 議案の概要説明について

別添

4 議長・副議長選挙について

5 2 月 1 2 日（水）議事日程（案）

諸報告（監査報告等）

第 1 議席の一部変更

第 2 会議録署名議員指名（赤坂議員、福井議員）

第 3 第 1 号議案から第 1 1 号議案（提案理由説明～付託）

第 4 第 1 号議案から第 1 1 号議案（委員長報告～表決）

第 5 議第 1 号議案（提案理由説明～表決）

追加日程

議長の辞職について

議長選挙

副議長の辞職について

副議長選挙

京都中部広域消防組合議会等議員の辞職について

京都中部広域消防組合議会議員選挙

国民健康保険南丹病院組合議会議員選挙

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

京都地方税機構議会議員選挙

○議案付託先

総務文教常任委員会（第 1 号議案～第 3 号議案及び第 9 号議案）

環境厚生常任委員会（第 1 号議案及び第 4 号議案～第 6 号議案）

産業建設常任委員会（第 1 号議案及び第 7 号議案及び第 8 号議案及び
第 1 0 号議案及び第 1 1 号議案）

6 議場の議員席について 【別紙 NO. 1】

7 議第1号議案について（ポイ捨て等禁止条例） 【別紙NO. 2】

- 発議者の決定
- 提案理由説明、質疑、討論、表決

8 陳情・要望について<2件> 【別紙NO. 3】【別紙NO. 4】

- (1) ポイ捨て行為等の禁止に関する条例制定に関する陳情<環境厚生>
- (2) 部落差別の解消の推進に関する法律に伴う国が行う実態調査に関する陳情<総務文教>

9 2月12日の会議予定 【別紙NO. 5】※変更の可能性あり

- 討論通告 2月12日（水）… 議会運営委員会① 開催前まで

10 委員の選任について

- 各常任、議運、各特別委員の選任（委員会条例第7条第1項）
…2月12日（水）本会議において実施 【別紙NO. 6】

11 正副委員長の互選について

- 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等

*先例・申合せ 159

- ・常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は1年。
- ・特別委員会（任期当初設置の特別委員会に限る）の正副委員長は2年。

12 組合議会議員、審議会委員等について 【別紙NO. 7】

13 その他

- 議場撮影許可申請
- 委員会等の日程

2月13日（木） 9:00～ 正副議長議案調整（3月議会）

10:00～ 議運事前調整

14日（金）<3月議会議案送付日>

10:00～ 議会運営委員会

13:00～ 幹事会

14:00～ 会派会議

終了後 広報広聴会議

19日（水）13:15～ 議員団研修

- 本日の会議予定

議運・幹事会 ～ 会派会議 ～ ブロック会議 ～ 全員協議会

議

	小松 康之	藤本 弘
	17	18

席

木曾 利廣	竹田 幸生
19	20

配

	齊藤 一義
	21

置

囃

西口 純生	菱田 光紀	石野 善司
22	23	24

田中 豊	並河 愛子	山本由美子
7	8	9

木村 勲	赤坂マリア
10	11

三宅 一宏	松山 雅行
12	13

小川 克己	奥野 正三	福井 英昭
14	15	16

長澤 満	三上 泉	富谷加都子
1	2	3

浅田 晴彦	大塚 建彦	平本 英久
4	5	6

議 席 表

1 番	長	澤		満
2 番	三	上		泉
3 番	冨	谷	加都	子
4 番	浅	田	晴	彦
5 番	大	塚	建	彦
6 番	平	本	英	久
7 番	田	中		豊
8 番	並	河	愛	子
9 番	山	本	由美	子
10 番	木	村		勲
11 番	赤	坂	マリ	ア
12 番	三	宅	一	宏
13 番	松	山	雅	行
14 番	小	川	克	己
15 番	奥	野	正	三
16 番	福	井	英	昭
17 番	小	松	康	之
18 番	藤	本		弘
19 番	木	曾	利	廣
20 番	竹	田	幸	生
21 番	齊	藤	一	義
22 番	西	口	純	生
23 番	菱	田	光	紀
24 番	石	野	善	司

議第 1 号議案

亀岡市ポイ捨て等禁止条例の制定について

亀岡市ポイ捨て等禁止条例を次のように制定するものとする。

亀岡市ポイ捨て等禁止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨ての防止等について必要な事項を定めることにより、市、事業者等、所有者等及び市民等が一体となって良好な生活環境を確保し、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニールその他これらに類する物をいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等を回収容器、吸い殻入れその他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う者又は市内で活動する団体をいう。
- (6) 所有者等 市内において、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 公共の場所 公園、道路、河川、広場、その他これらに類する場所をいう。
- (8) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策実施について、市民等、事業者等、所有者等及び関係行政機関に対して協力を要請することができる。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰るなど清潔で快適なまちづくりの推進に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、清潔で快適なまちづくりの推進に努めなければならない。

3 缶、瓶、プラスチック容器その他の容器に収納している飲食料又はたばこ等の製造、販売等をする事業者等は、ポイ捨てを防止するため、空き缶等及び吸い殻等の適正な回収及び再資源化に努めるとともに、広報活動等を通じて一般消費者に対する啓発に努めなければならない。

4 容器に収納した飲食料を自動販売機により販売する事業者等は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した空き缶等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物において、清潔で快適なまちづくりの推進のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第8条 犬、猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。

(空き地の管理)

第9条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(ポイ捨て防止重点地域の指定等)

第10条 市長は、ポイ捨ての防止及び空き地の管理等が特に必要であると認められる地域をポイ捨て防止重点地域として別に指定することができる。

2 市長は、前項に基づきポイ捨て防止重点地域を指定し、変更し又は解除したときは、これを告示しなければならない。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、第7条から第9条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第12条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(代執行)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。

(過料)

第14条 第7条及び第8条の規定に違反した者が、第12条の規

定による命令に違反したときは、5万円以下の過料に処する。

(地域清掃協力員)

第15条 市長は、地域における清潔で快適なまちづくりに資するための啓発活動及び自主活動を促進するため、亀岡市地域清掃協力員を委嘱することができる。

(かめおか環境デー)

第16条 市は、市民等、事業者等及び所有者等の清潔で快適なまちづくりの推進に関する理解及び関心を深め、積極的に清潔で快適なまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、かめおか環境デーを設ける。

2 かめおか環境デーは、毎年5月30日とする。

3 市は、かめおか環境デーにふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(亀岡市環境美化条例の廃止)

2 亀岡市環境美化条例(平成17年亀岡市条例第8号)は、廃止する。



別紙 No.3

令和2年1月10日受理(持参)

陳 情 書

件名 ポイ捨て行為等の禁止に関する条例制定に関する陳情

令和2年1月10日提出

亀岡市議会議長
齊藤一義様

陳情(代表)者

住所 亀岡市追分町谷筋37-21 ふらっと HOUSE

TEL 0771-20-2569

(団体名) 特定非営利活動法人プロジェクト保津川

代表理事 原田 禎

陳情の内容

2018年12月に亀岡市長、亀岡市議会議長により発表された「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」は、国内初となるプラスチック製レジ袋禁止条例の制定をめざすこともあり、国内外から大きな注目を集めています。しかしながら保津川には依然として大量のプラスチックごみが流れ着いており、その発生抑制に向けた抜本的な対策が求められています。

こうしたごみの多くはレジ袋や飲料用ペットボトル、発泡スチロール製トレイなどの飲食物の容器包装類や、肥料袋やマルチシートなどの農業用資材が多くを占めています。また、こうしたごみには、ポイ捨てが原因と考えられるものも少なくありません。

こうした状況を鑑み、これまで亀岡市が取り組んできた美化推進のまちづくりを一層推進し、ポイ捨てをしない、させないまちを実現するための条例の制定を陳情します。

なお、貴議会で審議中の条例について、以下の通り提言します。

提言1 飲料等の自動販売機への回収箱等の設置の義務化

特にごみの多くを占める飲料容器の散乱防止のため、他自治体でも実施されている通り、自動販売機横への回収箱等の設置を義務付ける。また、市街地へのごみ箱の設置なども積極的に取り組む。

提言2 事業所等と連携したポイ捨て対策

市内の工場等への入場を待機するために、多数のトラックや営業車が路上に駐車しており、ごみのポイ捨てが多く発生している。他地域では荷捌き時間を柔軟にし、休憩所を設置するなどしてポイ捨てごみの削減や事故の減少につなげている事例もある。こうした先進事例を参考にした取り組みを推進する。

提言3 市民ボランティアによる清掃活動への支援の充実

本市内では、各地域において市民ボランティアによる清掃活動も活発に行われており、散乱ごみの回収に大きな成果を挙げている。ただ、市民がポイ捨てごみを回収した場合、ごみの排出にかかる費用はその個人で負うことになるのが実状である。関係行政機関との十分な関係のもと、市民の自発的な清掃活動に対する十分な支援を実施する。

令和2年1月21日受理
(郵送)



別紙 No.4

部落差別の解消の推進に関する法律に伴う国が行^う実態調査に関する陳情書

1 陳情の趣旨

調査の回答に当たっては、参議院付帯決議を尊重すること。
一部運動団体の求める市独自の調査には絶対応じないこと。

2 陳情の理由

部落差別解消法の制定を受け、政府は法6条に規定された「部落差別の実態に係る調査を行うものとする」を具体化するため、昨年3月、人権教育啓発推進センターに調査の内容や調査方法等についての検討を委託した。同センターが設置した有識者会議は、「法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査」「国民意識調査」「インターネット上の部落差別情報の調査」「地方公共団体や教育委員会が把握する部落差別事例の調査」を実施するよう提言。これを受けた法務省は、本年2月7日付けで全国の自治体・教育委員会へ、2014年から5年間の部落差別事例の報告を要請した。

今後、国は国民一人を対象に調査員が直接面談する「国民意識調査」を実施する予定と聞いている。

貴自治体においては、国の求める調査に回答するに当たって、参議院付帯決議で指摘されている「当該調査を実施するに当たっては、新たな差別を生むことがないよう」にすることを遵守するとともに、一部運動団体が求める自治体独自の調査には絶対に応じないよう要望する。

2020年1月20日

亀岡市議会議長 齊藤一義 様

住所 京都市南区東九条西山王町9-9

名称 京都地域人権運動連合会
執行委員長 山川 明仁

(令和2年2月特別議会)2月12日の会議予定

別紙No.5

	会議	内容	備考
1	本会議 1 10:00～	諸報告 ①議席の一部変更 ②会議録署名議員指名 ③提案理由説明～付託 <休憩>	
2	各常任委員会	議案審査、採決 <休憩>	
3	各常任委員会	委員長報告の確認	※討論通告期限
4	議会運営委員会①	本会議議事、討論順序、採決、本会議再開時刻決定	
	会派会議		
5	本会議 2	④委員長報告～表決 ⑤議第1号議案 <休憩>	
6	ブロック会議		
7	幹事会(1)	議長・副議長選挙、所信表明	
	会派会議	幹事会報告	
8	所信表明(全協室)	議長・副議長選挙候補者の所信表明	
9	議会運営委員会②	議長・副議長辞職及び選挙、本会議再開時刻決定	
	会派会議	議会運営委員会報告	
10	本会議 3 〔議事進行:副議長〕 〔議事進行:新議長〕	議長・副議長辞職及び選挙 ⑥議長の辞職 ⑦議長選挙 議長辞職許可(※議長除斥)→選挙→当選告知→新議長あいさつ →議長席着席 ⑧副議長の辞職 ⑨副議長選挙 副議長辞職許可(※副議長除斥)→選挙→当選告知→新副議長あいさつ →自席着席 ※選挙後(新議長より旧正副議長へあいさつ、旧正副議長あいさつ) <休憩>	※必要に応じ会議 時間延長
11	幹事会(2)	議長・副議長あいさつ、常任委員会構成(人数割り) 正副常任・議運委員長の選出について <休憩> (各会派から委員名簿の提出)	
	会派会議	幹事会報告	
12	各常任委員会	正副委員長互選、組合議会・審議会委員等推薦	
13	幹事会(3)	特別委員会・広報広聴会議構成(人数割り)、正副特別委員長の選出について	
14	各特別委員会	正副委員長互選	
15	広報広聴会議	正副委員長互選	
16	議会運営委員会③	正副委員長互選 常任委員会・特別委員会・広報広聴会議構成、本会議議事のながれ 組合議会等議員辞職・選挙、審議会委員の選出、本会議再開時刻決定	
	会派会議	議会運営委員会報告	
17	本会議 4 〔進行:副議長〕 〔進行:議長〕	組合議会議員の辞職・選挙 各委員会委員指名及び正副委員長選出報告	

常任委員・議会運営委員・特別委員等名簿

令和2年2月1日現在

常任委員会	人員	所属議員名（議席順）
総務文教 常任委員会	8人	◎福井 英昭 ○木村 勲 三上 泉 浅田 晴彦 山本由美子 松山 雅行 木曾 利廣 石野 善司
環境厚生 常任委員会	8人	◎富谷加都子 ○並河 愛子 長澤 満 大塚 建彦 三宅 一宏 小松 康之 平本 英久 西口 純生
産業建設 常任委員会	7人	◎小川 克己 ○奥野 正三 田中 豊 赤坂マリア 藤本 弘 竹田 幸生 菱田 光紀

	人員	所属議員名（議席順）
議会運営委員会	7人	◎木曾 利廣 ○菱田 光紀 三上 泉 山本由美子 赤坂マリア 福井 英昭 西口 純生

特別委員会	人員	所属議員名（議席順）
公共交通対策 特別委員会	7人	◎福井 英昭 ○赤坂マリア 田中 豊 山本由美子 三宅 一宏 奥野 正三 石野 善司
桂川・支川対策 特別委員会	7人	◎西口 純生 ○竹田 幸生 小川 克己 並河 愛子 木村 勲 藤本 弘 菱田 光紀
京都スタジアム検討 特別委員会	12人	◎木曾 利廣 ○大塚 建彦 長澤 満 三上 泉 富谷加都子 浅田 晴彦 小川 克己 松山 雅行 奥野 正三 福井 英昭 小松 康之 平本 英久

協議等の場	人員	所属議員名（議席順）
広報広聴会議	9人	◎小川 克己 ○三上 泉 ○赤坂マリア 富谷加都子 大塚 建彦 並河 愛子 木村 勲 松山 雅行 奥野 正三

◎委員長 ○副委員長

審議会委員等あて職（R2. 2. 1現在）

<議長>

- ① 京都中部広域消防組合議会議員
- ② 国民健康保険南丹病院組合議会議員
- ③ 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員
- ④ 京都地方税機構議会議員
- ⑤ 亀岡市防災会議委員（2年）
- ⑥ 亀岡市交通安全対策協議会委員
- ⑦ 亀岡市人権啓発推進協議会幹事（1年）
- ⑧ 京都丹波基幹交通整備協議会委員
- ⑨ 国道477号整備促進期成同盟会会員及び
国道477号改修促進期成同盟会会員（2年）

<副議長>

- ① 京都丹波基幹交通整備協議会委員

<総務文教常任委員長>

- ① 亀岡市防災会議委員（2年）
- ② 亀岡市人権啓発推進協議会幹事（1年）

<総務文教常任委員>

- ① 京都中部広域消防組合議会議員

<環境厚生常任委員長>

- ① 亀岡市防災会議委員（2年）

<環境厚生常任委員>

- ① 国民健康保険南丹病院組合議会議員

<産業建設常任委員長>

- ① 亀岡市防災会議委員（2年）

<産業建設常任委員>

- ① 亀岡市都市計画審議会委員（2年）
- ② 京都丹波基幹交通整備協議会委員

* 正副議長あて職は、正副議長交代時から変更する。

* 各委員長のあて職については、各委員会において協議する。